

2012年度 早稲田大学大学院法務研究科

法学既修者試験 論述試験

憲 法

(問 題)

問題 (60 点)

選挙公報は、選挙に際して立候補した候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した文書であり、選挙管理委員会によって発行され、公費で有権者に配布される。選挙公報に掲載される各候補者の掲載文は、候補者の責任において作成され、選挙管理委員会に提出される。選挙管理委員会は、掲載文を「原文のまま選挙公報に掲載しなければならない」（公職選挙法169条2項）とされている。

A県知事選挙において、候補者Xは、選挙公報の自己の掲載文のなかで、「今回の知事選に出馬した前知事のBは、これまで公共工事の発注に際して建設業者から多額の金員を隠れて受領して私腹を肥やし、A県の政治を腐敗させた。」と記述していた。このXの選挙公報の掲載文を受け取ったA県選挙管理委員会(Y)は、この記述が事実無根の誹謗中傷であり、Bの名誉を毀損するものであって、選挙の公正を害すると判断し、そこで、この記述部分を削除したうえでXの掲載文を選挙公報に掲載した。

以上の事例において生ずる憲法上の論点について説明し、Yによる削除の可否について論ぜよ。

【参照】公職選挙法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

(選挙公報の発行)

第167条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

【2項以下、略】

(掲載文の申請)

第168条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公

示又は告示があつた日)に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

【2項以下、略】

(選挙公報の発行手続)

第169条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し二通を衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

【3項以下、略】

〔以下余白〕